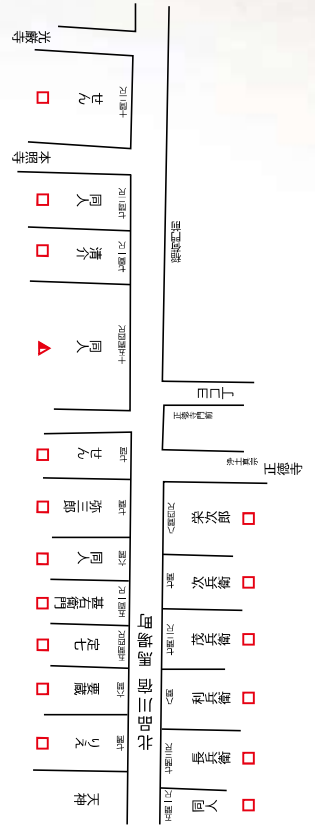
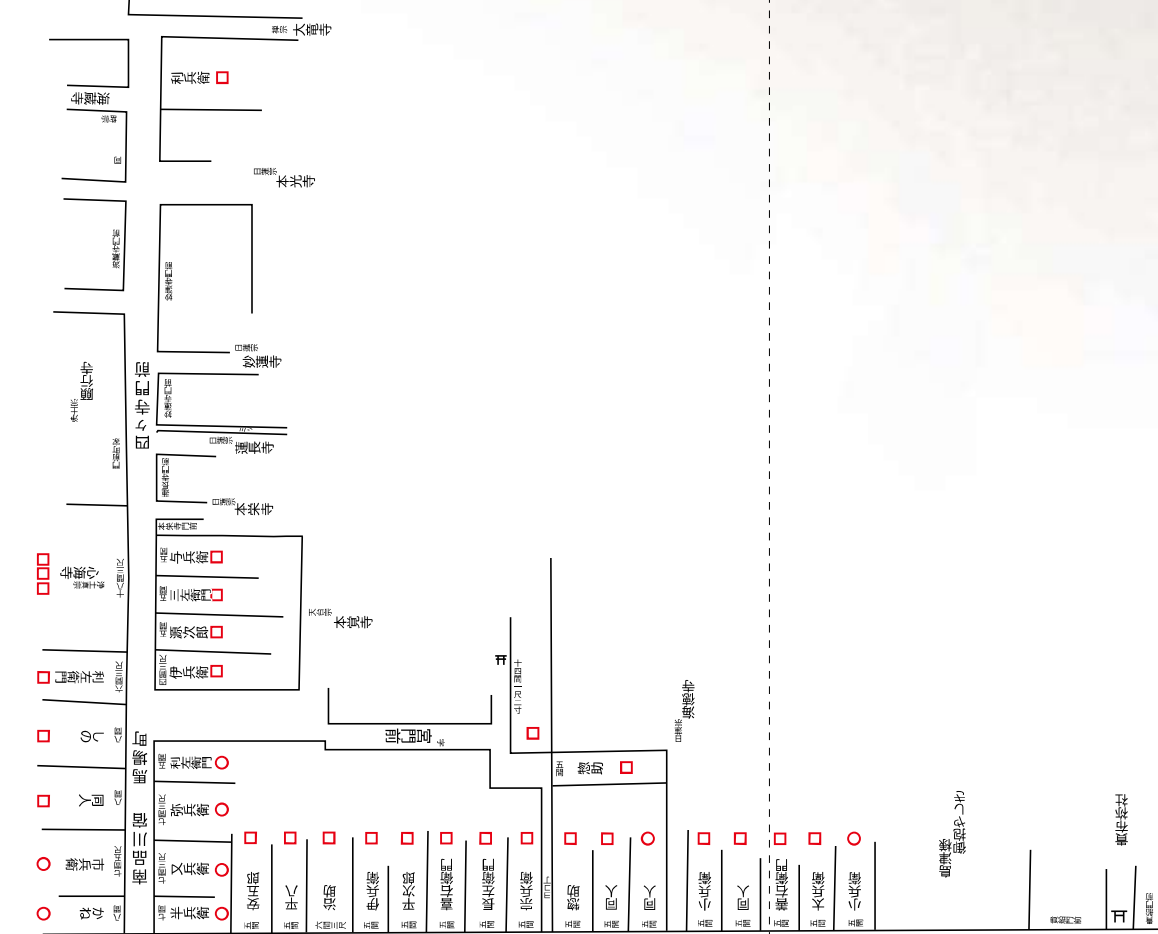


東海道品川宿

慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、翌6年(1601)に江戸日本橋を起点とする「五街道」(東海道、中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中)の整備に取りかかり、品川宿を東海道第一番目の宿場町として設置しました。

品川宿は、もともと目黒川(品川)を挟み北品川宿・南品川宿の二宿から成り立っていましたが、享保7年(1722)、高輪寄りの新町と善福寺・法禅寺両門前町が「歩行新宿」として加えられ、以降三宿で運営されるようになりました。歩行新宿は、ハツ山下から法禅寺門前(瀬屋横町)まで、北品川宿は、法禅寺門前から目黒川北詰まで、南品川宿は、目黒川南詰から南品川四丁目(長徳寺門前)までと三軒家町(海雲寺門前)で、代官の支配地でした。寺社地は寺社奉行、寺社門前町は寺社奉行、後に町奉行の管轄地となり、代官支配の宿場と異なる支配系統にありました。宿場外の扱いであるため、本史料には寺社門前町の詳細が書かれていませんが、宿場と地続きの町として、品川宿を構成する重要な地域でした。

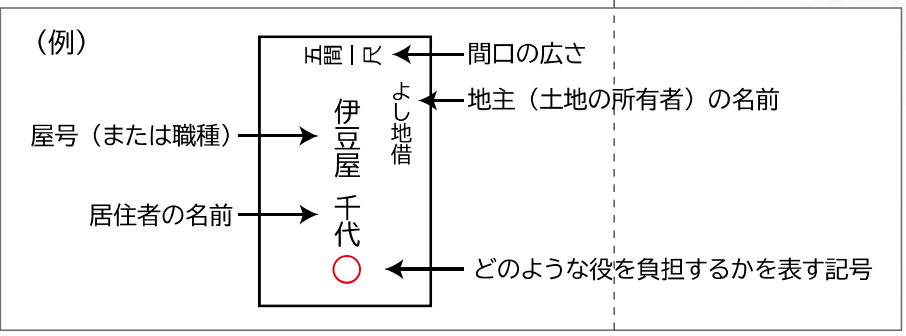
また品川宿は宿場町として、次の宿場まで荷物を運ぶ馬(伝馬)や人(人足)を提供する運輸(伝馬制)、幕府の公用文書などを送達する通信の役割を担っており、1日に人足100人、馬100疋を用意する義務を負っていました。



凡 例

- ・令和2年度品川区立品川歴史館企画展「収蔵資料紹介 東海道品川宿の商人たち」(令和3年2月13日～3月21日)の展示資料「南品川六ヶ町地域図(品川宿図)」(「南品川六ヶ町地域図(品川宿図)」(六行会旧蔵文書、当館所蔵)を翻刻したものです。
- ・原史料の形を可能な範囲で再現しましたが、レイアウトの順序と地金に一致するものではありません。
- ・本翻刻は、原史料の約3分の1の大きさで、北が右、南が左となっています。
- ・漢字は原則として常用漢字に改めました。変体仮名も原則としてひらがなに改めました。
- ・絵図に記されている記号は下記のことを意味します。

- ：歩行役(人足役)を負担する屋敷。
 - △：伝馬役を負担する屋敷。
 - ▲：伝馬役を半分負担する屋敷。
 - ：小役(宿場町が1日に負担すべき歩行人足100人の他に前郷への難状や御用状を運ぶ人足)を負担する屋敷。
- ※寄郷：人馬を提供する数に不足した場合に不足分を提供してもらうこと。
- ・各屋敷(家) には、間口の記載があります。江戸時代の長さをセンチメートル (cm) で換算すると下記の通りとなります。
1間≒180 cm、1尺≒30 cm、1寸≒3 cm
 - ・各屋敷(家) に記載されている主な情報は下記の通りです。



品川宿図(六行会旧蔵文書、当館所蔵)

タテ 65.9 cm ヨコ 304.4 cm

弘化年間(1844～1848)の品川宿の様子を記した絵図です。それぞれの屋敷(家)の居住者の職種や屋号、名前が記されており、品川宿でどのような商いが行われていたかがわかります。また、地主や間口の広さ、役負担に関する情報なども記されています。この絵図には、寺社門前町の詳細が描かれておらず、品川宿に軒を連ねていたすべてのお店を知ることはできませんが、多種多様な商いが行われていた品川宿を知る上で重要な史料の一つです。

用語解説

- ・地宿…土地を借りること。借りた土地に建物を建てて、商いを行っていました。
- ・店宿…本郷中には、「〇〇店」と記載されています。建物を借りること。現在のテナントのようなものです。
- ・本陣…参勤交代の大名、勤使、宿門前、公卿をはじめとした貴人が利用する宿泊施設。原則一般の旅行者は利用できません。
- ・品名簿…本陣の補助的役割を果たした宿住施設。貴族は一般の旅行者も利用しました。
- ・宿場町…次の宿場まで荷物を運ぶ伝馬(馬)や人足の手配などを行う施設。代官所の役人も詰っており、各方面へ連絡を行いました。
- ・買(メ) 百両所…往來する荷物運搬業者で、問屋場に仕立てられました。
- ・自身宿(自身宿場)…宿内の警備のために置かれた番所です。町の負担によって運営されました。
- ・床番宿…髪を結ってもらう場所です。髪結以外にも自身番と同様に宿内の警備にあたり、昼夜見廻りなどを行っていました。